



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県税条例及び沖縄県税条例の一部を改正する条例附則第7項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1項第5号に掲げる規定による改正前の沖縄県税条例の一部を改正する条例（税務課） 1

公布された条例のあらまし

- 沖縄県税条例及び沖縄県税条例の一部を改正する条例附則第7項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1項第5号に掲げる規定による改正前の沖縄県税条例の一部を改正する条例（条例第35号）
 - 1 沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正することとした。＜第1条＞
 - (1) 導管ガス供給業及び特定ガス供給業以外のガス供給業に係る法人の事業税について、資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人にあつては付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により、資本金の額又は出資金の額1億円以下の普通法人等にあつては所得割額により、それぞれ課するものとする。特定ガス供給業に係る法人の事業税について、収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額により課するものとする。（第46条関係）
 - (2) 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により法人の事業税を課される法人の所得割を見直すとともに、特定ガス供給業に係る法人の事業税の税率を定める。（第49条関係）
 - (3) その他所要の改正を行う。（第52条及び附則第7条関係）
 - 2 沖縄県税条例の一部を改正する条例（令和2年沖縄県条例第40号）附則第7項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1項第5号に掲げる規定による改正前の沖縄県税条例の一部を次のように改正することとした。＜第2条＞
 - 1 (1)から(3)まで及び電気事業法（昭和39年法律第170号）の改正に伴う所要の措置を講ずる。（第46条、第49条及び第52条並びに附則第7条関係）
 - 3 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。（附則第1項）
 - 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項から第4項まで）

条 例

沖縄県税条例及び沖縄県税条例の一部を改正する条例附則第7項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1項第5号に掲げる規定による改正前の沖縄県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第35号

沖縄県税条例及び沖縄県税条例の一部を改正する条例附則第7項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1項第5号に掲げる規定による改正前の沖縄県税条例の一部を改正する条例

(沖縄県税条例の一部改正)

第1条 沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第46条第1項第1号中「及び第3号」を「から第4号まで」に改め、同号イ中「第72条の24の7第6項各号」を「第72条の24の7第7項各号」に改め、同項第2号中「ガス供給業（）」を「ガス供給業のうち」に、「以外のもののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。）」を「（以下この節において「導管ガス供給業」という。）」に、「及び貿易保険業」を「並びに貿易保険業」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) ガス供給業のうち、ガス事業法第2条第10項に規定するガス製造事業者（同法第54条の2に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第38条第2項第4号の供給区域内においてガス製造事業（同法第2条第9項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く。第49条第1項及び第4項において「特定ガス供給業」という。） 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

第49条第1項中「ガス供給業」の次に「（導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。）」を加え、「第4項に」を「第5項に」に改め、同項第1号ウ中「次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる」を「各事業年度の所得に100分の1の」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号ウの表を削り、同項第2号中「第72条の24の7第6項各号」を「第72条の24の7第7項各号」に、「第4項第2号」を「第5項各号」に改め、同条第2項中「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「のもの」の次に「（第46条第1項第1号アに掲げる法人を除く。）」を加

え、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第2号とし、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- (1) 各事業年度の収入金額に100分の0.48の税率を乗じて得た金額
- (2) 各事業年度の付加価値額に100分の0.77の税率を乗じて得た金額
- (3) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.32の税率を乗じて得た金額

第52条第1項中「同項第3号アに掲げる法人」の次に「若しくは同項第4号に掲げる事業を行う法人」を加え、「資本割又は同号イ」を「資本割又は同項第3号イ」に改める。

附則第7条中「同条第4項第2号」を「同条第5項第1号」に、「同条第5項」を「同条第6項」に、「前項第2号」を「前項第1号」に改める。

(沖縄県税条例の一部を改正する条例附則第7項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1項第5号に掲げる規定による改正前の沖縄県税条例の一部改正)

第2条 沖縄県税条例の一部を改正する条例（令和2年沖縄県条例第40号）附則第7項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1項第5号に掲げる規定による改正前の沖縄県税条例の一部を次のように改正する。

第46条第1項第1号中「及び第3号」を「から第4号まで」に改め、同号イ中「第72条の24の7第6項各号」を「第72条の24の7第7項各号」に改め、同項第2号中「ガス供給業（）」を「ガス供給業のうち」に、「以外のもののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。）」を「（以下この節において「導管ガス供給業」という。）」に、「及び貿易保険業」を「並びに貿易保険業」に改め、同項第3号中「及び同法第2条第1項第14号」を「、同法第2条第1項第14号」に改め、「発電事業等」という。）」の次に「及び同法第2条第1項第15号の3に規定する特定卸供給事業（第49条第2項及び第3項において「特定卸供給事業」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) ガス供給業のうち、ガス事業法第2条第10項に規定するガス製造事業者（同法第

54条の2に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第38条第2項第4号の供給区域内においてガス製造事業（同法第2条第9項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く。第49条第1項及び第4項において「特定ガス供給業」という。） 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

第49条第1項中「ガス供給業」の次に「（導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。）」を加え、「第4項に」を「第5項に」に改め、同項第1号ウ中「次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる」を「各事業年度の所得に100分の1の」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号ウの表を削り、同項第2号中「第72条の24の7第6項各号」を「第72条の24の7第7項各号」に、「第4項第2号」を「第5項各号」に改め、同条第2項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に、「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第3項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改め、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「のもの」の次に「（第46条第1項第1号アに掲げる法人を除く。）」を加え、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第2号とし、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- (1) 各事業年度の収入金額に100分の0.48の税率を乗じて得た金額
- (2) 各事業年度の付加価値額に100分の0.77の税率を乗じて得た金額
- (3) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.32の税率を乗じて得た金額

第52条第1項中「同項第3号アに掲げる法人」の次に「若しくは同項第4号に掲げる事業を行う法人」を加え、「資本割又は同号イ」を「資本割又は同項第3号イ」に改める。

附則第7条中「同条第4項第2号」を「同条第5項第1号」に、「同条第5項」を「同条第6項」に、「前項第2号」を「前項第1号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の沖縄県税条例の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 3 別段の定めがあるものを除き、第2条の規定による改正後の沖縄県税条例の一部を改正する条例（令和2年沖縄県条例第40号）附則第7項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1項第5号に掲げる規定による改正前の沖縄県税条例（次項において「新令和2年改正前沖縄県税条例」という。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 4 新令和2年改正前沖縄県税条例第46条第1項第3号並びに第49条第2項（同号に規定する特定卸供給事業に係る部分に限る。）及び第3項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印刷所 株式会社 アント出版
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1